地域における様々な課題

提案募集方式 とは…?

地域の課題を解決するために 国の制度を変える提案を 地方公共団体から出していただく 取組が「提案募集方式」です。





声

声の吸い上げ

手続が大変

待機児童問題が...

介護が不安…

相談に乗ってほしい

負担が大きい…

人手が足りない…



地方公共団体等



アイデア を提案



地方分権改革担当(課)

「地方公共団体への事務・権限の移 譲」、「地方に対する規制緩和」につ いて、具体的支障事例や制度改正に よる効果とあわせて提案

①事前相談• 提案

④関係府省 回答

> 5 関係府省 回答に対する 見解

8関係府省 再回答

必要に応じて

問い合わせ等

内閣府



地方分權改革推進室

地方公共団体からの派遣職員が 地方との連絡・調整の窓口となり、 親切・丁寧な対応を心がけています。



地方分権改革有職者会議: 提案募集検討専門部会

⑨対応方針の閣議決定(年末)

制度改正等

③回答

②検討要請

6 再模封要請

⑦再回答

各府省

ご提案への対応は なかなか 難しいですね…。

議論の中で色々な 支頭があることは 分かりました。 ではこうしましょう。

内閣府が提案団体と一緒に 提案をブラッシュアップします。 お気軽にご相談ください!

住民サービスの向上等が可能に

改善された各種サービスの提供

地方分権改革有識者会議





地方分権改革有識者会議 議員名簿

(氏名)

三木 正夫

湯﨑

英彦

(役職)

座長 神野 直彦 東京大学名誉教授 座長 公益財団法人後藤安田記念東京都市 小早川 光郎 研究所理事長 • 東京大学名誉教授 代理 住友林業株式会社 代表取締役会長 市川 晃 (経済同友会 持続可能な地域経営 のあり方委員会委員長) 木野 降之 輪之内町長 後藤 春彦 早稲田大学大学院教授 構成員 勢一 智子 西南学院大学法学部教授 慶応義塾大学大学院システムデザイ 谷口 尚子 ン・マネジメント研究科教授

須坂市長

広島県知事

提案募集検討専門部会

関係府省とのヒアリングの様子



提案募集検討専門部会 構成員名簿 (氏名) (役職)

部会長 髙橋 滋 法政大学法学部教授

磯部 哲 慶応義塾大学法科大学院教授

伊藤 正次 東京都立大学大学院法学政治学 研究科教授

構成員 小早川 光郎 公益財団法人後藤安田記念東京都市 研究所理事長・東京大学名誉教授

勢一 智子 西南学院大学法学部教授

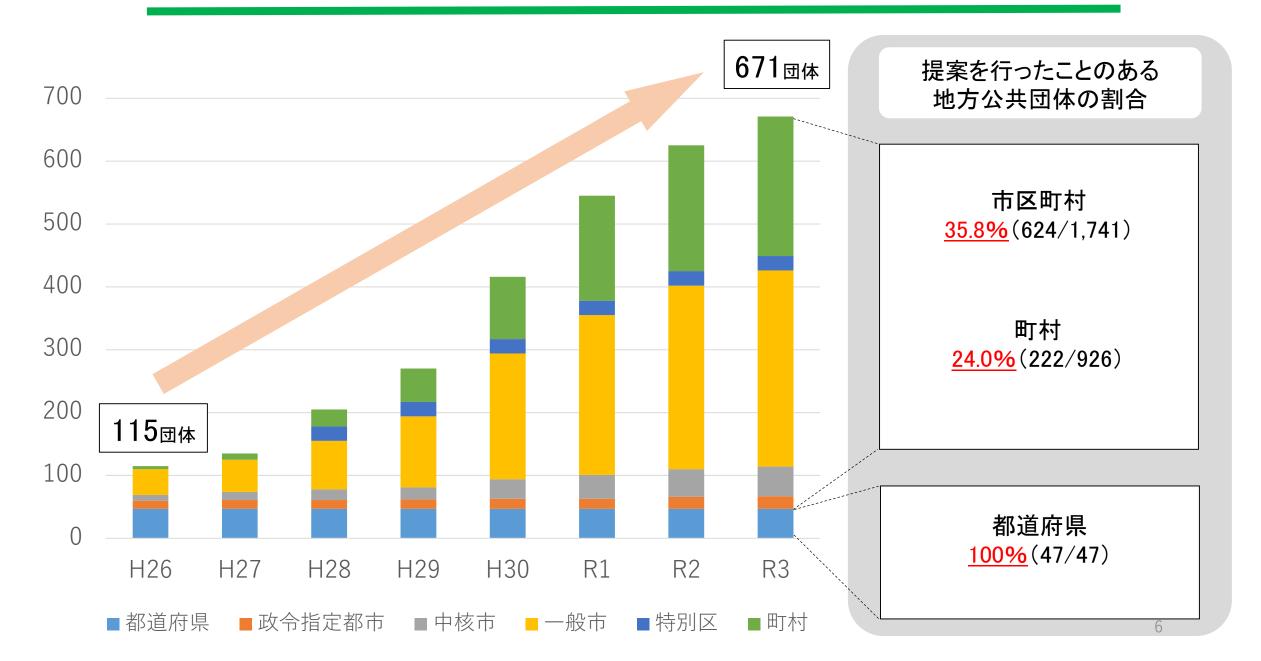
野村 武司 東京経済大学現代法学部教授

提案件数の推移

(件数)

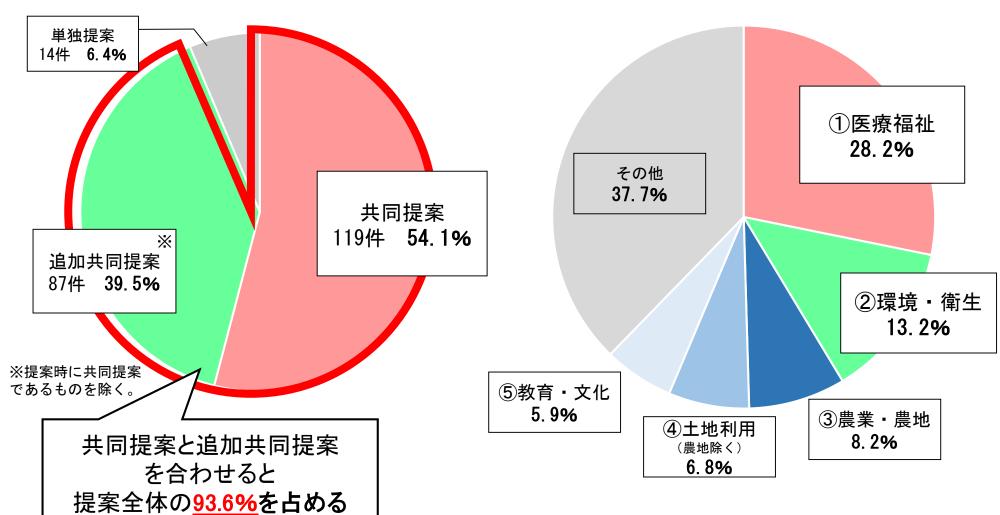
	提案件数	関係省庁と調整を行ったもの						
年		提案の趣旨を 踏まえ対応 a	現行規定で 対応可能 b	小計 c=a+b	実現できな かったもの d	合計 e=c+d	実現・対応 の割合 c/e	
平成26年	953	263	78	341	194	535	63.7%	
平成27年	334	124	42	166	62	228	72.8%	
平成28年	303	116	34	150	46	196	76.5%	
平成29年	311	157	29	186	21	207	89.9%	
平成30年	319	145	23	168	20	188	89.4%	
令和元年	301	140	20	160	18	178	89.9%	
令和2年	259	142	15	157	11	168	93.5%	
令和3年	220	145	2	147	13	160	91.9%	
at	3,000	1,232	243	1,475	385	1,860	79.3%	

提案を行ったことのある地方公共団体数の推移



令和3年提案募集における 共同提案・追加共同提案の割合

令和3年提案募集における 分野別提案の割合



令和3年の地方からの提案等に関する対応方針【概要】

(令和3年12月21日 閣議決定)

1. 基本的考え方

- 〇 平成26年から地方分権改革に関する「提案募集方式」を導入
- 地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方 創生における極めて重要なテーマ

2. 一括法案の提出等

- 法律改正事項については、一括法案等を令和4年通常国会に提出することを基本
- 〇 現行規定で対応可能な提案については、地方公共団体に対する通知等により明確化
- 引き続き検討を進めるものについては、適切にフォローアップを行い、逐次、地方分権改革有識者会議に報告
- 地方公共団体に対して一定の方式による計画の策定等を求める手法を用いた国の働きかけの在り方については、 地方の自主性及び自立性を高めるための検討を引き続き行う。

3. 対応状況

○ 令和3年の提案220件のうち、予算編成過程での検討を求めるもの、これまでの提案募集で既に扱われたもの、 提案募集の対象外であるもの等を除き、160件について内閣府と関係府省との間で調整。

(件数)

提案の趣旨を 踏まえ対応	現行規定で 対応可能	小計 (A)	実現できな かったもの (B)	D (C) = (A+B)		
145	2	147	13	160		

令和3年の地方からの提案等に関する主な対応

1. 国民や地方公共団体等の事務負担の軽減に資するもの

計画策定に関するもの

- ① 農村地域産業導入基本計画における記載事項の簡素化
- ② 下水道法に基づく計画の策定及び変更手続の簡略化
- ③ 土地改良法に基づく市町村応急工事計画に係る手続の見直し
- ④ 地籍調査事業計画の変更手続の廃止
- ⑤ 地方創生に係る各計画の内容の見直し、手続の合理化
- ⑥ 異なる計画を一体的に策定することが可能であることの明確化
- · 地方版消費者基本計画/都道府県消費者教育推進計画等
- 脱炭素社会実現に係る各計画
- 島獣管理に係る各計画

- ⑦ 指定難病の受給者証への指定医療機関名の記載につき 包括的な記載を可能とする見直し
- ⑧ 障害者総合支援法に基づく居住地特例の対象に介護保 険施設等を追加する見直し
- ⑨ 国民健康保険等の一部負担金の軽減に係る申請を不要 とする見直し
- ⑩ 小児慢性特定疾病指定医の指定申請先の一元化
- ① 埋蔵文化財の試掘調査における農地の一時転用許可を不要とする見直し
- ① 地域公共交通に係る各協議会等の開催等の柔軟化

2. デジタル化等による効率化・利便性向上に資するもの

- ① 住民基本台帳ネットワークシステムの利用可能事務の拡大 (地籍調査、管理不全空家、水道法に基づく事務)
- (4) 医師法、歯科医師法及び薬剤師法に基づく届出のオンライン 化とそれに伴う都道府県経由事務の見直し
- ⑤ 障害児入所給付費の支給事務等におけるマイナンバー情報 連携の対象の拡大(療育手帳関係)

詳細は当室HP「閣議決定等」ページ「主な対応方針に係る説明資料」を参照(https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/doc/r03/k tb r3 setumei.pdf)。

3. その他

- (16) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律における都道府県知事の事務・権限の指定都市の長への移譲
- ① 認可地縁団体の合併に関する規定の新設等の見直し
- (18) 保育所等の居室面積基準に係る特例期限の延長
- ⑨ 農業委員会委員の過半数を認定農業者等が占めることとする要件に係る例外措置の見直し
- ② 児童扶養手当の受給資格要件の明確化

① 農村地域への産業の導入に関する基本計画の記載事項の簡素化 (農村地域への産業の導入の促進等に関する法律)

見

改

農村地域への産業の導入の促進等に関する法律

○都道府県は、<u>農村地域への産業導入に関する</u> 基本計画について、

義務的記載事項として、「導入する産業の業種」 の記載が必要。

○市町村は、産業導入を図る際、<u>基本計画に無い</u> 業種を導入することができない。

支障

○都道府県は、市町村が基本計画に無い業種を 導入する際、その都度、業種を追加するための 基本計画の変更が必要。





基本計画の義務的記載事項に関する見直し

〇基本計画の義務的記載事項から 「導入する産業の業種」を削除。



効果

- ○市町村は、産業構造の変化や地域の特性に対応した機動的な産業導入の企画が可能に。
- ○都道府県は、地域における新たな 立地ニーズに応じた 都度の計画変更が不要となり、 事務負担が軽減。



地方分権改革推進アワード

〇地方分権改革・提案募集方式の活用をより一層推進するため、他の団体の模範となる提案を行った団体を表彰し、地方の発意に基づいた地方分権改革の推進に資することを目的として実施。

選考基準

「地方分権改革推進アワード」の概要

【表彰の対象】

地方分権の推進に資する他の模範となる 提案を行った地方公共団体等

【表彰の種類】

内閣府地方分権改革推進室長表彰

【表彰数】

年1回、3団体程度

(1) 提案実現により期待される効果

- ①地方の裁量・決定権限の拡大
- ②住民サービスの向上
- ③業務の合理化
- ④全国への波及

(2)提案に至るまでの取組

- ①住民等との連携
- ②共同提案の実施
- ③提案に説得力を持たせる取組の実施

令和3年度「地方分権改革推進アワード」受賞団体・提案の成果等

泰阜村 (長野県)	転出届の受付、転出証明書の引渡し及び印鑑登録の廃止申請の受付等の事務について、郵便局への委託 を可能とした。
春日井市 (愛知県)	70歳以上の国民健康保険及び後期高齢者医療の被保険者の一部負担金の負担割合の軽減に係る申請について、市区町村で保有する被保険者等の収入情報により判定が可能である場合は、申請不要とすることを可能とした。
徳島県	看護師、准看護師、薬剤師、臨床検査技師及び診療放射線技師をへき地の医療機関へ派遣することを可能とした。

令和3年度 地方分権改革推進アワード受賞団体

〇令和3年度については、以下の3団体が受賞されました。

泰阜村長

令和3年度受賞団体・選定理由等									
団体名	泰阜村(長野県)	春日井市(愛知県)	徳島県						
提案名	郵便局において取扱いが可能な 地方公共団体の事務の範囲の拡大 に関する提案	国民健康保険等における一部負担金の 負担割合の軽減に係る申請を不要とする見直し に関する提案	へき地の医療機関へ 看護師等の派遣を可能とする規制緩和 に関する提案						
選定理由	●転出届の受付及び転出証明書の引渡し、印鑑登録の廃止申請の受託が可の事務につの委託が可してできる事務の向上できる事務の向上できる事務の向上では大によりの合理化に大きく寄実現であるとが期待されるだ、提案に直接問い事務にした。 ●制度所管省庁等に直接問い合わのの対しまる効果が極めて高いこと。 ●制度所管省庁等に直接問い務えるかままままままままます。 ●制度を整理し、現行制度の事務えるなど、提案に説得力を持たせるようながしたこと。 ●制度を整理したの効果を訴えるなど、よる効果を表している。 ●制度の事務える方と、 ●制度の対象を持たせるようなど、とまままままままままままままままままままままままままままままままままままま	●市区町村の有する被保険者等の収入情報で申請を不要とする判定が可能である場合は、申請を不要とすることが可能となり、申請忘れ等による被保険者等の不利益を回避できるようになるなど住民サービスの向上に寄与するとともに、市区町村から対象者への勧奨、申請状況の確認、未申請者への再勧奨といった事務が不要となり、市区町村の業務の合理化にも寄与することが期待されるなど、提案の実現により期待される効果が極めて高いこと。 ●国民健康保険等はいずれの市区町村でも実施されており、全国的な広がりが期待できること。 ●日々の業務で住民の要望や不満の声をよく把握し、それらを踏まえて提案されたものであること。	●へき地の医療機関への看護師等の派遣が認められたことで、人材不足を解消し、医療提供体制を整備・維持することがままり、住民サービスの向上に大き案切により期待されるなど、提いのでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で						
受賞写真 等予定	Appropriate to the control of the co	正規をとろう の	徳島県 Tokush Tok						

春日井市長

徳島県保健福祉部長と担当課職員

令和4年 提案募集の年間スケジュール

○ 令和4年の提案募集においては、以下の方針により、地方公共団体への事務・権限の移譲及び地方に対する規制緩和に係る提案を受け付ける。

1. スケジュール

12月中下旬

〇地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会 合同会議 2月28日(月) ↓(令和4年提案募集の方針決定) 4月13日(水) 〇事前相談 · 提案受付開始 〇4月8日(金)までに頂いた事前相談に係る 他の地方公共団体等への情報提供 5月10日(火) 〇事前相談受付終了 ~4月28日(木) 6月1日(水) 〇提案受付終了 〇補足的な支障事例等、共同提案の意向 の受付 〇追加共同提案の意向・支障事例等の補強照会(2週間程度) 7月上旬 〇地方分権改革有識者会議·提案募集検討専門部会 合同会議 ↓(重点事項の決定) ○関係府省への検討要請 〇提案団体、関係府省、地方三団体からのヒアリング 7月~8月 9月上旬 〇地方分権改革有識者会議 · 提案募集検討専門部会 合同会議 ↓ (関係府省からの第1次回答・専門部会におけるヒアリング状況等の報告) ○関係府省への再検討要請 10月~ 〇関係府省からの第2次ヒアリング 11月中下旬 〇地方分権改革有識者会議 • 提案募集検討専門部会 合同会議 (対応方針案の了承)

○地方分権改革推進本部・閣議(対応方針の決定)

提案に係る各種 相談は常に受け 付けています!

令和4年 地方分権改革に関する提案募集要項(概要)

提案主体

- ①都道府県及び市町村(特別区を含む)
- ②一部事務組合及び広域連合
- ③全国的連合組織
- ④地方公共団体を構成員とする組織(例:OO県町村会)

提案募集の対象

- ①地方公共団体への事務・権限の移譲
- (例)農地転用許可の権限移譲
- ②地方に対する規制緩和(義務付け・枠付け及び 必置規制の見直し)
- ※「義務付け・枠付け」とは、地方公共団体に対して、条例による自主的な 決定又は補正を認めずに、事務の処理又はその方法(手続、判断基準 等)を義務付けることをいいます。
- ※以下のような提案は上記①②に該当しないため対象外。
 - •国・地方の税財源配分や税制改正
 - 予算事業の新設提案
 - ・国が直接執行する事業の運用改善.....等

提案までの流れ

①事前相談(随時)

地域の課題や支障事例等を把握し、内閣府にメール・電話により事前に相談。

- ※この時点では首長の了解は不要です。<u>令和3年度の</u> うちから早めの相談をお願いします。
- ②提案内容の充実(事前相談後~本提案前) 内閣府から、提案内容の説得力を高めるデータ <u>や記載方法について助言。</u>やり取りを重ねなが ら、提案段階まで内容を改善・充実。
- ③提案の提出(~6/1)

<u>首長の了解を得て</u>、所定の提案様式で<u>内閣府に</u> 提案を提出。

受付期間・問合せ先

事前相談:3/1(火)~5/10(火)

本提案:3/1(火)~6/1(水)

【提出•相談先(提案募集総括担当)】

電. 話:03-3581-2437

提案募集方式の対象範囲



①地方公共団体への事務・権限の 移譲

- ・国から地方公共団体への移譲
- ・都道府県から市町村への移譲

全国一律の権限移譲が難しいなどの場合は、 個々の地方公共団体の発意に応じた選択的移譲 (手挙げ方式)とする提案が可能

②地方に対する規制緩和

(義務付け・枠付けの見直し、必置規制の見直し)

- ・法律、政令、府省令、告示、通知等によるもの
- ・補助金等の要綱等によるもの
- ※ 各種補助条件の見直しや手続・書類の簡素化が対象 で、補助率の引上げ、補助金の廃止による一般財源化 等は対象外
- ※ 特に地方分権の観点を踏まえた議論が必要なものを 除き、関係府省に対し予算編成過程での検討を求め、 予算編成後に改めて回答を取りまとめる。
- ・ 制度改正の必要性が具体的に示されている提案について、内閣府が関係府省と調整を実施
- ・ 最近の閣議決定で見直しの方向性が決定された事項等に関する提案については、新たな情勢変化等がある場合に、内閣府が関係府省と調整を実施



- ①国・地方の税財源配分や税制改正
- ②予算事業の新設提案
- ③国が直接執行する事業の運用改善

- 4個別の公共用物に係る管理主体の変更
- ⑤現行制度でも対応可能であることが明らかな事項

事前相談から提案までの流れ

提案団体

事前相談の連絡

できる限り、制度所管部署等に相談する

それでも、解決が難しい場合な どに、内閣府にメール・電話に よって連絡 助言を受けた 記載内容の改善

内閣府とのやりとりを重 ねながら、提案段階まで 内容を改善・充実 提案の提出

<u>首長の決裁を得て</u>、 提案様式に記載の 上提出

この段階では首長 の了解は不要 このプロセスの充実が提案 実現につながります

地方分権改革推進室内閣府

事前相談の受付

【事前相談での着眼点】

- ①提案募集の対象であるか
- ②具体的な制度改正の必要性 (支障事例や制度改正による効果等)
- ③制度の具体的な根拠法令等
- ④制度所管部署等とのこれまでの 調整状況
- ⑤過去の提案における取扱いと その後の状況変化

提案団体に対する助言

支障事例や論点を明確 化し、説得力を高めるた めのデータや記載方法の 方向性について助言

提案の受付

受け付けた提案に ついて、各府省に 検討を要請

令和4年 提案募集 重点募集テーマについて

- 〇 例年どおり、地方公共団体への事務・権限の移譲及び地方に対する規制緩和に係る提案を受け付ける。
- その上で、類似する制度改正等を一括して検討するため、以下2つの事項を重点募集 テーマとする。

重点募集テーマ①「計画策定等」

地方公共団体に対し計画等の策定やその内容及び手続を義務付ける規定等の見直し

⇒ 計画策定等に関するワーキンググループにおいて検討し、とりまとめた「計画策定等における地方分権改革の推進に向けて」を踏まえ、計画策定等に関する提案を重点的に募集

重点募集テーマ②「デジタル(情報通信技術の活用)」

情報通信技術の活用による、既存システムの使い勝手の改善等を通じた、住民の負担 軽減や地方公共団体の業務の効率化・簡素化を図るための国の規制(法令解釈や運用・ 慣習上の規制を含む)の見直し

⇒ 近年の提案募集でデジタルに関する提案が様々出されていることや、デジタルを活用した地方の活性化が政府の取組の柱となったこと等も踏まえ、デジタルに関する提案を 重点的に募集

重点募集テーマ①「計画策定等」

地方公共団体に対し計画等の策定やその内容及び手続を義務付ける規定等の見直し

<提案の視点の例>

- ①計画等の策定そのものを廃止又は他の手段に代替すべきもの
 - (ア) 国が数量や状況を把握することを主たる目的とするもの
 - (イ) 実質的に市町村が策定する計画等の内容のとりまとめが主たる目的となっているもの
 - (ウ) 地方公共団体やその他の団体が策定する他の計画等と策定の趣旨や目的が重複しており、別途新たな計画等を策定する意義が乏しいと考えられるもの
 - (エ)政策上実質的な役割が認められない又は既に役割を終えていると考えられるもの
 - (オ)計画等の策定をすることで得られる効果と比べ、人員や予算上の負担が大きくなって いると考えられるもの

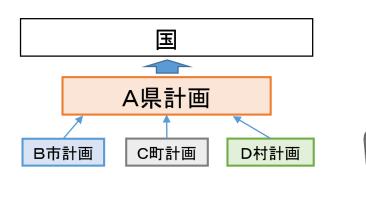
(参考)令和3年の地方からの提案等に関する対応方針(令和3年12月21日閣議決定)(抜粋) 地方公共団体に対して一定の方式による計画の策定等を求める手法を用いた国の働きかけの 在り方については、地方の自主性及び自立性を高めるための検討を引き続き行う。

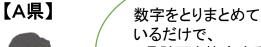
- 上記「提案の視点の例」にかかわらず、地方からの自由な提案を広く受け付ける。
- 法令上の根拠の有無を問わず、地方公共団体に対して策定を求めている全ての計画等を対象とする。

- ①計画等の策定そのものを廃止又は他の手段に代替すべきものについて
 - (ア)国が数量や状況を把握することを主たる目的とするもの
 - (イ)実質的に市町村が策定する計画等の内容のとりまとめが主たる目的となっているもの

現行

都道府県が策定する計画が実 質的に市町村計画をとりまと めるだけになっている



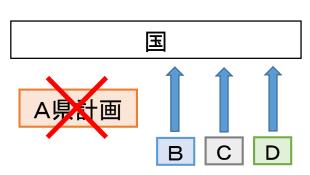




数子をとりまとめて いるだけで、 A県計画を策定する 意義は無いのでは ないか

提案例

都道府県に対する計画策定の 義務付けを廃止







計画策定に係る事務負担が軽減!

この視点に関連する提案:

- ①計画等の策定そのものを廃止又は他の手段に代替すべきものについて
 - (ウ)地方公共団体やその他の団体が策定する他の計画等と策定の趣旨や目的が重複しており、別 途新たな計画等を策定する意義が乏しいと考えられるもの
 - (エ)政策上実質的な役割が認められない又は既に役割を終えていると考えられるもの

現行

A計画の主たる記載事項は、 関係団体が策定するB計画に 定める内容と異なる設定をす る余地がない(政策上実質的 な役割が認められない)

A計画 (A県) B計画 (B団体)



B計画と趣旨や目 的が重複している A計画を策定する 意義は無いので はないか

提案例

A計画策定の義務付けを廃止



B計画 (B団体)

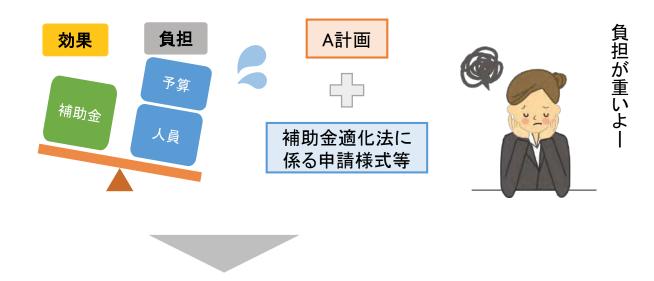


計画策定に係る 事務負担が軽減! 事業推進に注力 できる!

①計画等の策定そのものを廃止又は他の手段に代替すべきものについて(オ)計画等の策定をすることで得られる効果と比べ、人員や予算上の負担が大きくなっていると考えられるもの

現行

交付金の交付を受ける際に必要な計画策定に係る人員や予算上の負担が大きい



提案例

交付金申請に必要な他の関係 書類等に統合する等、申請に 係る事務負担を軽減



<提案の視点の例>

- ②計画等の内容及び手続について見直しを求める必要があるもの
 - (ア) 義務的な(実質的に義務と同じと考えられるような場合を含む。以下同じ。)記載事項を 簡素化・弾力化し、地方の自主的判断に委ねるべきもの
 - (イ) 策定の過程で義務的な事前調査や審議会等での審議、意見聴取の手続等を簡素化・ 弾力化し、地方の自主的判断に委ねるべきもの
 - (ウ) 義務的な国等への許可・認可・承認・認定等や公表に係る手続等を簡素化・弾力化し、 地方の自主的判断に委ねるべきもの
 - (エ) 義務的な計画期間の設定を弾力化し、地方の自主的判断に委ねるべきもの(計画期間をそろえることができれば、類似の複数の計画等と統廃合することができる場合を含む。)
 - (オ) 地方公共団体が既に策定済みの計画等と統合(分野別基本計画等の中に記載を加えることを含む。)して策定できることを明確化すべきもの
 - (カ) 他の地方公共団体と共同で策定できることを明確化すべきもの

(参考)令和3年の地方からの提案等に関する対応方針(令和3年12月21日閣議決定)(抜粋) 地方公共団体に対して一定の方式による計画の策定等を求める手法を用いた国の働きかけの 在り方については、地方の自主性及び自立性を高めるための検討を引き続き行う。

- 上記「提案の視点の例」にかかわらず、地方からの自由な提案を広く受け付ける。
- 法令上の根拠の有無を問わず、地方公共団体に対して策定を求めている全ての計画等を対象とする。

②計画等のその内容及び手続について見直しを求める必要があるもの (ア)義務的な(実質的に義務と同じと考えられるような場合を含む。以下同じ。)記載事項を簡素化・ 弾力化し、地方の自主的判断に委ねるべきもの

現行

計画を策定する場合に記載しなければならない事項(目標、 期間等)が法律等で定められている





全国共通で記載事項を規定されると、 実情に鑑みて不要と 考えられる事項についても記載しなければならない…

提案例

記載事項を廃止もしくは任意的記載事項に変更





各地方公共団体に とって真に必要な事項 に絞って計画を策定 することが可能となり、 事務負担も軽減!

- ②計画等のその内容及び手続について見直しを求める必要があるもの
 - (イ)策定の過程で義務的な事前調査や審議会等での審議、意見聴取の手続等を簡素化・弾力化し、 地方の自主的判断に委ねるべきもの

現行

計画策定に係る標準的な事前調査方法等について、国から詳細な方法が示されている

<u>A計画</u>

将来における 必要量の見 込みを記載す ること

必要量の見込みの標準的な算出方法(通知等)

- ○アンケートを実施して・・・
- ○アンケートの範囲は・・・
- ○アンケート結果をこのような方法で計算し・・・



地域の特性等を踏まえて柔軟に算出したいのに、 国が示す方法が実際的な

国が示す方法が実質的な義務付け※ になっている...

※例えば、審議会等において国が示す算出 方法による結果を示すよう求められる等

提案例

標準的な算出方法が 義務付けではないこと を明確化した上で、複 数の算出方法を記載

A計画

将来における 必要量の見 込みを記載す ること

必要量の見込みの標準的な算出方法(通知等)

- ○当該算出方法はあくまで標準的なものであり、 義務付けではない
- 〇算出方法A
- O算出方法B

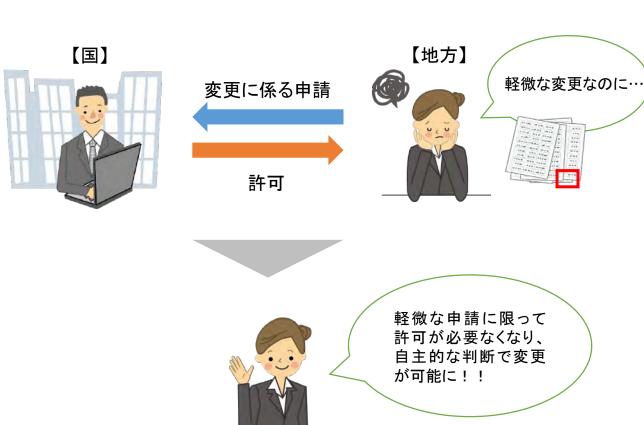


ヒアリングによる調査や過年度調査結果の活用など、 地域の特性を踏まえた柔軟な算出が可能に!

②計画等のその内容及び手続について見直しを求める必要があるもの (ウ)義務的な国等への許可・認可・承認・認定等や公表に係る手続等を簡素化・弾力化し、地方の自 主的判断に委ねるべきもの

現行

計画の軽微な変更であり、 その他の記載事項に影響がな い場合であっても国の許可が 必要



提案例

計画全体に影響がない軽微な 変更であれば、国の許可が不 要に



②計画等のその内容及び手続について見直しを求める必要があるもの (エ)義務的な計画期間の設定を弾力化し、地方の自主的判断に委ねるべきもの(計画期間をそろえることができれば、類似の複数の計画等と統廃合することができる場合を含む。)

現行

同じ分野で期間の異なる 類似の計画が複数存在

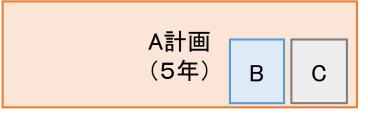
A計画 (3年) B計画 (4年) C計画 (5年)



内容は重複しているのに、 期間も手続もバラバラで負担が 大きい…

提案例

それぞれの計画期間を 統一した上で、A計画に B及びC計画の要素を含 めることで個別の計画策 定を不要に





策定に係る時間 や労力が大幅に 削減!

②計画等のその内容及び手続について見直しを求める必要があるもの (オ)地方公共団体が既に策定済みの計画等と統合(分野別基本計画等の中に記載を加えることを 含む。)して策定できることを明確化すべきもの

現行

地方公共団体独自の総合計画があるにもかかわらず、国から記載内容や様式等が定められた計画の策定を義務付けられている

既存の〇〇分野総合計画

国が義務付ける A計画 国が義務付ける B計画

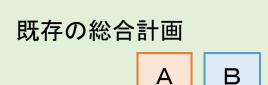


既存の総合計画 があるのに わざわざ国が定 める計画を追加 で策定している

\...

提案例

既存の総合計画の中に国が義務付ける計画の内容を記載することで個別の計画策定を不要に





策定に係る時間 や労力が大幅に 削減!

②計画等のその内容及び手続について見直しを求める必要があるもの (カ)他の地方公共団体と共同で策定できることを明確化すべきもの

現行

広域的な取組が必要な分野についても、地方公共団体の規模にかかわらず、計画の策定が義務付けられている

広域的な取 組を行った方 が効果的な のに…



【B町】



町単独で計画 を策定しても 成果につなが りにくい…

提案例

隣接市町村や都道府県を含めた広域的な共同計画の策定が可能に

共同で計画を策定し、広域的な取組を推進しましょう!

A市·B町 共同計画





都道府県と市町村 共同での策定も可能

重点募集テーマ②「デジタル(情報通信技術の活用)」

情報通信技術の活用による、既存システムの使い勝手の改善等を通じた、住民の負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・簡素化を図るための国の規制(法令解釈や運用・慣習上の規制を含む)の見直し

<提案の視点の例>

- ①手続のオンライン化・改善
 - (ア)書面による手続(申請・報告等)が義務付けられているもの
 - (イ)手続のオンライン化に伴い、地方公共団体の経由事務が廃止可能と考えられるもの
 - (ウ)システムへの入力量が多い等の原因で、地方公共団体の事務負担が増加しているもの
- ②行政機関間の情報連携等
 - (ア)マイナンバー制度による情報連携や住民基本台帳ネットワークシステムの利用により、添付書類の省略が可能になると考えられるもの
 - (イ)住民基本台帳ネットワークシステムの利用により、地方公共団体による必要な情報の確認が容易になると考えられるもの

(参考)経済・財政一体改革における各分野の重点課題(地方行財政) (2021年12月3日経済財政諮問会議有識者議員提出資料)(抜粋)

デジタル時代にあって、業務の効率化、簡素化を進めることが必要である。このため、地方分権改革有識者会議において、国・県・市町村間の紙ベースの行政手続きの重複を一括検証すべき。

○ 上記「提案の視点の例」にかかわらず、地方からの自由な提案を広く受け付ける。

「デジタル(情報通信技術の活用)」 提案の視点の例のイメージ

① 手続のオンライン化・改善

(ア)書面による手続(申請・報告等) が義務付けられているもの

(イ)手続のオンライン化に伴い、地方 公共団体の経由事務が廃止可能と 考えられるもの

(ウ)システムへの入力量が多い等 の原因で、地方公共団体の事務 負担が増加しているもの

現行

書面での手続を前提とした、 法令に基づく報告や交付金の申請等



現行

書面での手続を前提とした、 地方公共団体を経由する申請等



現行

システムへの入力項目が多い、重複している 等の理由で入力作業・確認作業が煩雑



提案例

手続をオンライン化(書面の提出を不要とし、 メールやシステムでの提出を可能に)



この視点に関連する提案:

社会資本整備総合交付金に係る見直し(オンライ ン化・押印の不要化等)(令和2年 管理番号23)

提案例

手続をオンライン化するとともに、 地方公共団体の経由を廃止



この視点に関連する提案:

医師の届出に係る見直し(オンライン化・経由事務 の廃止)(令和元年 管理番号145)

提案例

入力項目の見直し、自動転記等のシステム 改善等により、入力作業等を効率化・簡素化



この視点に関連する提案:

公益認定等総合情報システムに係る見直し(システム 30 の入力方法等の見直し)(令和3年 管理番号101)

■ 「デジタル(情報通信技術の活用)」 提案の視点の例のイメージ

② 行政機関間の情報連携等

(ア)マイナンバー制度による情報連携や住民基本台帳 ネットワークシステムの利用により、添付書類の省略 が可能になると考えられるもの (イ)住民基本台帳ネットワークシステムの利用により、 地方公共団体による必要な情報の確認が容易に なると考えられるもの

現行

申請等に際し、書面の添付が必要

申請者等
地方

提案例

マイナンバー制度による情報連携の対象拡大や 住民基本台帳ネットワークシステムの利用を可能とすることにより、 書面の添付を不要に



この視点に関連する提案:

- ・ 障害児入所給付費の支給事務等におけるマイナンバー情報連携の対象の拡大(平成28年 管理番号298)
- ・ 水道法に基づく事務について、住民基本台帳ネットワークシステムの利用を可能とする見直し(令和3年 管理番号21)

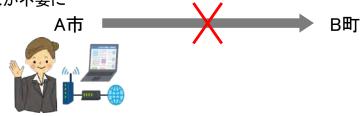
現行

地方公共団体の事務に必要な情報の確認のため、 他市町村への住民票の写し等の公用請求が必要



提案例

住民基本台帳ネットワークシステムの利用を可能とすることにより、 地方公共団体が当該システムで必要な情報が確認できた場合に 公用請求が不要に



この視点に関連する提案

空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく事務について、住民基本台帳ネットワークシステムの利用を可能とする見直し(令和3年 管理番号140)

地方公共団体・住民・大学等向けの研修等を更に展開

①研修 (座学)



- 地方分権改革の必要性や提案募集方式の活用方法等について、座学学習を行います。
- 時間や内容はオーダーメイ <u>ド</u>で対応できます。(30分 ~1.5時間が目安)

②研修(座学+グループワーク)



- ・座学後、<u>専門分野が近い受</u> 講者に分かれ、グループ ワークを行います。
- ・ <u>普段の業務から支障事例を</u> 発見し、提案化する体験が できます。

③大学講師派遣(ワークショップ)



地域の課題解決の手法の一つとして、提案募集方式の活用を考えるワークショップや、提案募集方式を学べる講義を受講できます。

④住民参加ワーク ショップ



- 地方公共団体の職員と地域 住民が一体となり、地域の 課題の解決を考えるワーク ショップを行います。
- 住民の意見を国の制度改正 に反映することができます。

研修への講師派遣や、職員研修資料等の提供に係る相談も受け付けていますので、

お気軽にご相談ください!

提案募集方式データベースの案内

- **当室ホームページにて、**提案の検討を支援するためのデータベースを公開中。 <u>提案の検討に当たりヒントを得たい</u>、担当分野に<u>関連する過去の提案を確認したい</u>等、目的に応じて利用できるので、是非積極的にご活用いただきたい。
- 〇 公開ページURL(https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/database.html)

【エクセル版の使い方】

- ① フィルター機能を使って、年度別、分野別等での検索が可能です。
- ② 提案毎の調整結果(閣議決定における記載内容)の確認が可能です。
- ③ 各提案内容をPDFにまとめた「個票」の確認が可能です。

年	年別費	分野	提案団体の属性	提案 団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な 調整結果(個票等)
RI	ı N	03 <u>医療</u> ・福祉		新篠津村 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		対する規 制緩和	子ども・子育て支援法		定区分について、自営業(特に農家)の子どもの認定に際しての全国(特に農家等の自営業者が多い地域)の事例周知、自営業の場合のモデルケースの周知等を求める。	当村は、自営業(農家)の方が多く、保育の必要量の認定に際し、就労により「家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの」として保育認定を行う判断に苦慮している。当村としても、不公平感のないよう留意しつつ認定作業を行っているが、農家の作業時期や就労環境によっては、自宅に保護者から、保育所に通わせるのはおかしいのでは、といった間合せが寄せられることがある。	Intest// www.co.no.in.Etrodom- ndshin/ relationsm/2019 / telantopru.b ckia.htm.

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	搭置の概要	資料等	URI.	国の担当部局
省令(平13国土交通省令151)39条及 び道路法31条1項に基づき、道路と鉄	1)鉄道営業法(明33法65)及び道路法(昭27法160) ・道に関する技術上の基準を定める省令(平13国土交通省令151339 ・及び道路法31条1項に基づき、道路と鉄道の交差の方式の例外とし 認められている路切道の新設については、一律に既存の路切道の除 を条件としていないことを地方連輸局、鉄軌道事業者及び地方公共	を十分に確認した上で、関係者の合意が得 られた場合に新設かできるものであることを	[0日付け国鉄施第214号》	principal come publication system forther come on the forther traces to the forther traces to	国土交通省鉄道 局施設課
	[措置濟學(今和元年12月10日付け国土交通省鉄道局施設課長通	最終の対応方針や関	=		

ハンドブック、取組・成果事例集vol.3

[ハンドブック(令和4年版)]



○提案の検討方法や支障事例の考え方等、地方公共団体等 の職員が求める実践的なノウハウを幅広く掲載。

[取組・成果事例集 vol.3]



〇提案募集方式の成果事例を25事例取り上げ、図解やインタ ビュー等を交えて分かりやすく掲載。

提案募集方式の学習動画、成果事例動画の公開

<地方分権改革・提案募集方式に関する学習動画>

・地方分権改革の考え方や提案募集方式の概要、成果事 例などについて、わかりやすく説明



学習動画の構成 (全体 約40分)

- 1 地方分権改革の考え方と提案募集方式の概要
- 2 これまでの提案募集方式の成果事例について
- 3 提案検討の参考となるツール等

<提案募集方式の成果事例動画>

・提案募集方式による制度改正で得られた成果事例について、現 地取材映像等を交えてわかりやすく解説

①被災者の生活再建を後押し! 罹災証明書の交付の迅速化



②農林漁業体験民宿業における 客室面積要件の緩和



③地方版ハローワークの創設



④工場の緑地面積率などに係る 地域準則条例の制定権限の移譲



